

(第一類 第十一号)

第五十五回国会 議院 建設委員会

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君  
理事 砂原 格君  
理事 廣瀬 正雄君  
理事 岡本 隆一君  
天野 光晴君  
池田 清志君  
佐藤 孝行君  
谷垣 專一君  
早稻田柳 岩門君  
井上 普方君  
工藤 良平君  
福岡 義登君  
小川新一郎君

理事 正示啓次郎君  
理事 丹羽彌四郎君  
理事 石川 次夫君  
理事 稲富 稲木君  
伊藤宗一郎君  
吉川 久衡君  
田村 良平君  
森山 欽司君

渡辺 栄一君  
勝澤 芳雄君  
佐野 憲治君  
内海 清君  
北側 義一君

○森下委員長 これより会議を開きます。  
近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

出席政府大臣 国務大臣 西村 英一君  
出席政府委員 近畿圏整備本部 次長 上田 稔君  
中部圏開発整備 本部次長 通商産業省公益 事業局長 建設政務次官 建設省河川局長 古賀雷四郎君  
専門員 熊本 政晴君

七月三日  
元近衛師団司令部建物の保存に関する請願(原健三郎君紹介)(第二二七四号)  
同外四件(加藤常太郎君紹介)(第二三四五号)  
主要地方道大口、出水線等の改良に関する請願

(池田清志君紹介)(第二二七七号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出第一一六号)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

議録 第二十一号

(五一)

産並びに建設両省の検査が行なわれております。そして七月一日に、内部的な問題であろうかと思いますが完工式が行なわれておる。その二日の日に、たいした雨が降ったのではございません。私の調べたところによりますと、朝来約二十ミリの降雨があった。前夜の雨を入れましても三十ミリそこそこの雨量でございますが、そのような雨量でござりますのにかかわらず、その新しいダムが、四枚ありますゲートの一つであります第三ゲートが吹っ飛んでしまった。そのために五百万吨以上のためられました水が一挙に奔流となつて流れていった。不幸中の幸いと申しますが、当時、日曜日であります。雨模様の天候でございましたために、通常はもつと多くの川遊びに来る釣り人の諸君がいるにもかかわりませず、当日はわりあい少なかつた。そのためには被害が一人の死者を出した程度にとどまっていますけれども、これがもし通常の状態でございましたならば、非常な悲惨な災害を引き起こしたことは予想するにかたくございません。

そこで、ことに私たちのささやかな知恵ではわからぬのであります。従来こののようなダムの決壊が一体あつたのかどうかという点が一つ問題になります。私はまだこんな決壊の事例がないよう記憶をいたしておりますが、しかも

います。しかし、決壊が一体あつたのかどうかといふ点が一つ問題になります。私はまだこんな決壊の事例がないよう記憶をいたしておりますが、しかも現実にみんなが注意をして竣工して、そして検査します場合に、あの地域の諸君の非常な不安な感情をもたらしておりますので、近畿圏の保全区域に関します法律を審議いたします際に、ぜひともこの問題について触れておかざるを得ないのであります。谷垣専一君。

○谷垣委員 いま問題になつております近畿圏の保全区域の整備に関する法律並びに中部圏のこれららの関係の法律につきまして質問いたしたいと思いますが、ことに近畿圏の中で最近におきまして異常な事態が発生いたしております。これは都市近郊にとどまりません。河川全体の問題でござりますけれども、ことに近畿圏の問題を議論いたしましたが、ことに近畿圏の中でも最近におきまして異常な事態が発生いたしております。これは都

市近郊にとどまりません。河川全体の問題でござりますけれども、ことに近畿圏の問題を議論いたしましたが、ことに近畿圏の中でも最近におきまして異常な事態が発生いたしております。これは都

市近郊にとどまりません。河川全体の問題でござりますけれども、ことに近畿圏の問題を議論いたしましたが、ことに近畿圏の中でも最近におきまして異常な事態が発生いたおります。

私のところにも続々手紙その他で衷情を訴えています。これまでございましたが、一体これはどうい

うことであるか。まず第一にこの起きました事件の概要と、それによつて当面の問題として措置されましたことをお聞きいたしたいと思います。

○古賀政府委員 御指摘のとおりに非常に残念な事故でございまして、現在までアースダム等の決壟という問題は若干ありますけれども、かようなゲートの流失による事故というものは今回が初めてでございます。こういうゲートが流れるということは下流の住民の方に非常に不安全感を与えて、われわれとしましては、今後水事情とか洪水対策としていろいろダムをつくっていかなければいけぬ段階におきまして、かような問題が起きたことは非常に残念しこくに存じております。したがいまして、われわれとしましては、急速第三者による調査委員会を設けまして具体的な原因の究明をはかつていただきたいというふうに考えておりますが、とりあえずこの事故の報告を申し上げたいと思います。

場所は由良川水系の京都府船井郡和知町地先の関西電力株式会社和知発電所の取り入れダムでございます。

事故の発生日時は昭和四十二年七月二日の十一時十五分。

事故の内容は、水門が四門ございますが、そのうち左から数えまして三号ゲートの事故でござります。第三号ゲート、寸法は、高さ十二メートル、幅九メートル、型式テンターゲート、製作会社名株式会社日立造船所の第三ゲートが転倒いたしました。テンターゲートと申しますのは、ある一つの軸をもちましてこう回転するゲートでござります。あとで詳細図面で御報告したいと思いますが、この事故のさらに詳細のことと申上げますと、七月二日の十一時、和知ダムは第三ゲートを約三十センチ開きまして、流入量約二十トンを

放流しておりました。ところがじんかいがたまり

流量は二千六百四十分毎秒でござります。なお参考のために申し上げますと、その付近におけるこれらの無害流量は約三百トンと想定されます。

について簡単に御報告いたします。

般の竣工とみなしあ引き渡しを行なうという契約条項になつております。

ましたので、じんかいを処理するため第三号ゲートを締めまして、第四号ゲートの流芥ゲートとい

参考のために河川法の条文を記載します。  
ところの河川法量は約三百トンと想定されます。  
それから河川法の処分の経緯でございますが、  
名口三一三月一日に開口書立つ当寺が可

四十一年の二月十九日和知ダム本体工事を株式会社森本組と関西電力が契約いたしました。その

それから、和知ダムの事故技術調査委員会はきのうの夕刻大体委員の選定を終わりまして、通産省によって、打合せをして、翌日午前九時まで

落しましたときには第二号ゲートがタム直下流に崩れました。その結果、ダムはほぼ満水に近い状態でございまして、ダムから毎秒約五百トンの放流が行なわれました。

日に府知事より同申請書に基づき建設大臣あて認可申請がございまして、十二月十三日に大臣が

昭和四十二年七月三十一日までになつております。なおその後ゲートにつきましては昭和四十二年十二月にデータ送査部の「日易検査」を完了し、

認可を京都府知事あてやつております。十二月十七日に京都府知事が申請書によつて許可いたしてあります。ふる年十一月一日由良川は一級可

局ではなほした局の外の方法で、第一歩を踏み出しました。第三号ゲートはちなみに四月二十日より運転を始めました。しかし、まだ運転を始めたばかりの段階では、河川水位が高いため、ダムの水位を落とすことができませんでした。さらに川村幸司土木研究所のダム水利研究室主任、白子彦次郎博士によると、もしも水位を落とさなければ、川の流れが止まってしまう危険性があるのです。

電力 日立造船等は現地において事故原因等の調査を実施しております。先ほど申し上げました通り、同社にて北九州市長浜工場専門委員会が設けられ、専決規程が施行されまして、ダム竣工検査の権限

金物の現場据えつけを実施し、据えつけ検査は関電の和知水力建設所長が実施いたしております。

で、第三者による事故原因の究明を行なうよう  
に、きのう事故調査委員会を設置いたしました。  
ざいます。それから四十二年五月三十日に関西電  
力からダムの竣工検査の申請があつております。

了いたしております。それから四十二年六月二十日  
五日にゲートの現場無荷重試験を完了いたしてお  
を地建の技術事務所で行なう予定にいたしております。

は河川法の処分の経緯等につきまして簡単に申し上げます。任命いたしております。六月二十六日に松村検査を命じております。松村和歌山工事事務所長を

ちょっとおかしいのですが、日立造船所の大崎勝久という方が検査を受けられております。それからえられる原因がどういうところにあるか、その原因の討議をやる。それから調査の方針を決定した

四千二百立米の小規模なダムでございます。そのダムの上に受けうらしたゲートは高さ十二メートルにしてあります。ただし七月二日現在におきまして他地建司長の合名書はまだ未交付でございま

日にゲートの有荷重試験続行中でございまして、ダム本体につれて清負契約上の完成検査はまだ終了方の方法をいろいろ検討する予定にしておりま

はしまで開西冒方には詠歌モードと書紀の古事記の如きをもつておられますが、これががむやむのテンダーになりますか。——これががむやむのテンダーになりますか。

り欠きが高さ一メートル、幅四メートルでつくってありますて、そこから流れ寄せられましたじん年六月二十二日本省に操作規程の承認申請が到達いたしておりますて、六月二十八日操作規程の承

ム本体につきましては、引き渡しは監督官庁の検査及び使用認可を受けた後に行なう。ゲートは、

百十二万トンであります。その地点の計画洪水

あいに入ります。それで、高さで十二メートルと申しますのは、これからこれまでが十二メートルでございます。

それから、これは平面図を書いてございまして、これがテンターディートのこの面に属する部分でござります。それで、これを平面図に書いたのがこの図でございます。おわかりになるとと思いますが、これはこの柱でございます。ここにアンカーのボックス・ガーテーがございまして、これがこれによつてコンクリートの中に碇着されております。これだけボックス・ガーテーが出ておりまして、これにビンでかよろに連結されているというようなことになります。今度のこわれたところは、この赤をしてあります。これから先は全部ゲート部分が流されている。これでこつちは全部ゲート部分が流されている。これで言えど、ここからアンカーのボックス・ガーテーの点はしつかりしておりますが、これから先が全部やられているということになつております。

それからなお、これは詳細に書いた図面でございますが、これはいまのボックス・ガーテーのところですが、このこわれたところは、これがアンカーピンの入ったところでございます。これら上が全部飛んでいる。ここにシンプレートがありますが、これはいまのボックス・ガーテーのところですが、このこわれたところは、これがアンカーピンの入ったところでございます。これらが全部飛んでいる。ここにシンプレートが入つております。これから上が全部やられていない。ここで言えば、これから上が全部飛んでいるということがなつております。

以上、簡単に事故報告を申し上げます。

○谷垣委員 事故調査委員会がすでに発足をした

わけですから、そこでいまのような問題は当然に厳密に検討を期待をいたしております。こ

れはぜひひとつはきりしていただきないと今後

のわが国のダム建設に非常に大きな問題がござりますので、ぜひひとつ正確に厳密に調査を結論づけていただきたいと思います。

沿岸の諸君のいまこの事件を受けました気持ち

を端的に申しますと、一体河川の管理をしてお

る、あるいは発電の監督官庁である通産並びに建

設両省が完工検査をして、その直後にこういうこ

とが起きておる。一体完工検査といふものはどれだけ信頼していいのか。一体官庁の監督並びに検

査といふものはどうなつておるんだという端的な

疑問であります。不信であります。これはいろいろ

省でこういう問題に対しまする検査、監督をどの

ようにしておるのか。先ほどお話を聞いておりま

すと、なるほど閑電がその下請をさしておる日立

造船所の間において、ゲートをつけたり何かする

過程においていろいろと検査をしておるという報

告を受けました。しかし一体役所の許可なり認可

をいたします場合の検査といふものはどういうふ

うにやつておられるのか。単に工作物ができ上

がつたあとで完工検査のみにとどまつておるのか。

これはしらうとも——私たちにはつきりわから

りませんが、しらうとで考えてみても、大きなコ

ンクリートダムができるまで重要な工作物に対する検査といふことは、それを完工検査と

いってみたところで「一体ほんとうに検査ができる

かどうか、素朴な疑問を持たざるを得ません。一

体それがどうなつているかということが一点。

それから住民の諸君の非常な不安な感じを持つ

ておりますもう一つの点は、この事件が起きまし

たあの関電のとりましたいわゆるこの警告であ

ります。こういう事件が起きたという下流沿岸に

対する警告が非常に不十分であったという、ある

いはおそかつたという非難を持っております。こ

れはもちろん、単に閑電の問題ではなく、監督を

みごとに裏切られておるのがこの現実であります。

これはもう技術上やむを得ないんだといわれ

るのかも、少なくとも沿岸の諸君は監督官庁の検査なり

監督といふものに対し信頼をしておる。それが

うことに信頼をしておるのであります。私はどちら

に責任があるかという責任論、関電に責任があ

るのかあるいは官庁に責任があるのか、その責任

論をここで展開しておるのはありません。これ

は両方に責任があることでございましょうけれど

も、少なくとも沿岸の諸君は監督官庁の検査なり

監督といふものに対し信頼をしておる。それが

うにあります。この完工検査以外に、建設省のほう

でこの完工検査以外の検査といふものはやつてお

られます。したがいまして、先ほど申されました

完工検査の責任の問題と、それと今回の事故に

かんがむ検査項目の内容と、検査の今後のあり方

の問題につきまして、ただいま検討をいたしてお

るわけであります。

○谷垣委員 通産省のほうの答弁を…。

○安達政府委員 お答えいたします。

水力発電設備の一部としてのダムにつきまして

は、その新設なり変更に際しましては工事計画の

認可を必要といたします。それで、電気工作物を

使用する場合には使用前検査、幾段階かのその工

程、これは省令で認められております。その省令

できめられた工程に応じた使用前検査に合格しな

ければ使つてはいかぬということと、その検査に

つきましては、資格を定められた電気工作物検査

官が担当して検査するようになつております。

電気事業法によるこの検査合格の基準といたしまし

ては、認可を受けた工事計画に従つて行なわれて

いるものであるということの確認、通産省令で定

めた技術基準に適合するものであるということの確認、この二つが法律上定められている合格の基準でございます。この、ただいま建設省から御説明のありましたいろいろな技術基準、これは発電用ダムの電気事業法の系列におきましては、発電用水力設備に関する技術基準を定める省令というものの、及びその細目を定める告示というので、この水力ダムあるいはそういうゲートなりそういう部分についてのいろいろな技術基準が定められています。

それで、たゞいまの問題はなりました六月二十一日、六日の検査、これは電気事業法の系列におきましては、この各省令で定められた工程として、岩盤検査とそれからダムの形態検査、それはダムの規模によりまして工事の半分あるいは三分の一、あるいは三分の二という過程がござりますが、このダムの本体の形態検査、それから六月二十六日に行ないましたような水をためる場合の湛水検査、それ以外に圧力導水管の貫通検査、あるいは地下水に埋設する埋設水圧管路を据えつけようとするときの検査、これらが全部終わりまして、あとそれ以外に電気まわりの、電気関係の設備等の検査が終わりましたならばすべての工事を完了というふうで、普通私たちは竣工検査と言つておりますが、今後竣工検査の段階があとにあるわけでござります。湛水検査の内容はあまり詳細になりますので省略いたします。

○谷垣委員 私の疑問といいたしております点は、どうもこの検査、あるいはその監督上なされますところのこれらの検査が、どこか手抜きがあるのじやないか。手抜きということは少し表現が十 分でございませんが、閑電なりその他の諸君の技術陣営といいうものを信頼するあまり、わりあいにその検査なり監督の点において何となく不十分になつておる。本来その法律の規定されておるとおりに行なわれておるのかどうか、その問題であります。こういう工作物はなかなか検査がむずかしいという点はあるうかと思いますけれども、もしも本来持つておる困難さのために不十分であつた

ということになれば、これは今後の検査その他のやり方を変えていただかなければならぬ。それから、もしもその検査において、従来のとおり行なわれているが、それは形式的であつて、その間に監督上法律の規定しておるような完全な検査が行なわれていないということになれば、これは監督官庁としての怠慢と申しますか、そのそしりを免れない、こういう問題になると思ひます。これも事故調査委員会の結果がはつきりしてこないとわからないということになるのかもしませんけれども、この二点について、今度の事案についてどのようにお考えになるか、建設省のほうからひとつお答えを願いたい。

して、そこで厳密に原因が探求されるわけありますので、その点に関しましては私はこれ以上の質問はいたしません。ただ、これはわが国の今後のダム構築の上に非常に大きな問題だと思います。したがいまして、この原因究明があいまいになるようなことのないように、ぜひひとつ皆さんははつきりした結論を出していただきたい。もしも検査の方法が不十分であるならば、それを改めていただきたい。それからまた、形式に流れ、現在の法律の規定しておることが十分行なわれないということであるならば、それはそれとして、その点について改めていただきなければならぬ。要するに、これは今後のダム構築に非常に大きな問題ですから、結論をはつきりさせさせていただきました。私たちも、皆さんのがそういうような結論をしていただくなことを期待し、またそれに対しても注意を払いたいと考えております。

そのほかに、地元の諸君に対する今後のいろんな問題、あるいは関電当局の責任の問題があると思いますが、きょうは関電当局が出てきておられませんので、私はこの点については触れません。すべて、今後の事故調査委員会の結論をはつきりさせて、行政官庁としての監督の立場をもう一回整理をしていただくことを強く希望いたしました。

○森下委員長 岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 実は私、このダムが決壊いたしました約一時間半前に現地を通っておりました。行きがけは由良川のダムのところをずっと通りました。帰りにその反対側を通つて国道九号線に出たものでありますから……。この事故は、帰りのときにはもう起つておったのです。私、所用があつて橋立へ参りましたが、ダムのところを通り、十一時十五分、ちょうど決壊した時間に橋立に着いているのです。だから、帰りにもと来た道を通れば、その決壊の事故を見て帰っているのですけれども、そのまま私、東京へ帰りましたので、東京でこの事故を聞いて、私も非常な驚きを感じた。その一番の理由は、これは船井郡和知町であ

川水系の分水嶺になつておる。背中合わせに日吉町というのがありまして、そこにわれわれがいま問題にしておるところの日吉ダムの建設の計画がある。現実には強い反対運動があります。それをうまく何とか説得をいたしまして、淀川の治水のために日吉ダムはどうしても必要だ、だから、どうしてもこれをつくらせてもらわぬと困るということで、ようやく地元を説得いたしまして、それででもつて地質調査まで承認させて、この六月に地質調査が終わるというふうな段階にまでようやく持ち込んだところへこの和地ダムの決壟、ちょうど山一つ隔てた背中合わせにこういうふうなダムの決壟があつた。そのために下流の安全性が非常に脅かされたということになりましたので、これはもう日吉ダムの建設にたいへんな障害が出てきた。せっかく今までいろいろ苦労して現地を説得してまいりましたのが、これで水泡に帰するのではないかということを私は心配しております。それだけにこの問題は、われわれとしては慎重に扱わなければならぬ。また政府としても、この事故の究明、また今後の措置としてダムの安全性に絶対的なものをはかるということをやつていただかなければならぬ。そういう意味におきましては、これは幸い死亡者は一人だけ、被害もあり少なかつたからけつこうでございますけれども、これは雨降りの日曜でございまして、川で水泳をやつているというような人もなかつたと思いますが、これがお天気の日に、子供なんかがたくさん水泳をしておる。釣りに出る人も非常に多いというふうなときにこんな事故が起りましたら、これはたいへん大きな事故になつておつたと私は思うのです。そういう点で、この事故を、建設省は今後の日本のダム建設のための重大な頂門の一針として参考にして、今後検討していくべきだ、こういうことを冒頭に私は大臣にお願いをいたしておきたいと思うのです。

やつておるといふうなことが書かれておりま  
す。また建設省側では、まだ完工検査について合  
格の承認書を発行しておらない、その間に関電が  
溝水を始めたのは少し早過ぎたといふうな意味  
の地建の発表がある。そうすると、今度は関電側  
では、いやもう検査が終わつたらいつも水をため  
ているのだ、溝水を始めていたのだ、こういふ  
うことで、これは慣例に従つてやつたまでだ、  
こういふことでござりますが、ダムが建設されま  
して、そして完工検査をやる。そうすると、建設  
省のほうで河川法の三十条に従つたところの、完  
工したということをはつきり承認して、使つてよ  
ろしいといふ文書を発行されると思うのであります  
が、その文書を持たずしてどんどん溝水を始め  
ておるといふなことが慣例であるかのようで  
ござりますが、事実いままでそういうことを黙認  
してこられたのか、こられなかつたのか、それを  
ひとつ伺いたいと思います。

○西村国務大臣 技術上の詳しいことは河川局長

から申しますが、いま岡本さんが述べられました

ように、私もこの事故を非常に重大視しておるも

のでござります。と申しますのは、從来も地方に

おきまして、アースダム等の小さなダムをつくつ

て、ずいぶん昔流れで人家が流出した。そのために

いまいかにすすめても、その河川にダムをつくつ

て水をたくわえようじやないかと言つたって、

取り合はないのです。いわんや相当な技術力を

もつてやつた関西電力、また相当な技術力を持つ

ておる地方建設局が監査に行き、また通産省も監

査をして、そしてしかもこういふ事故が起つた

ということは、だれの責任にしてもやはりどこか

に大きい欠陥があつたのだと私は思われます。な

くなつた方の遺族に対してはまことにお気の毒で

ございますので、この機会に徹底的にこの原因を

確かめるとともに、将来に向かつての対策を立て

たいと思つております。竣工検査に対する慣習等

につきましては、河川局長からお答えをいたさせ

ます。

○古賀政府委員 合格書が渡らない前に溝水をやつたのはおかしいじやないかといふうなお説

でござります。從来から水門の検査には工場検査と――工場検査はもちろんでございますが、それ

から無荷重試験と有荷重試験をやらなければならぬということは、実際問題として水をためることが

一つの荷重試験の大引きボイントになるわけですが。それで水をためて事故を起こすようだと非常

に困るわけでござります。われわれは完工検査の段階におきましては無荷重試験しか実際問題として

できないような状況でございまして、水をためてから事故が起きたのではたいへんなので、荷重試験を今後どういうぐあいにやるかということを

検討しなければいかぬのじやないかと、いふうに考えております。通常慣例としまして、大ダムに

おきましては竣工前に貯水開始をやるわけでございまして、それがゲートのところまでは到達しない

いふう大きなダムでございまして、ダム本体そのもので受けるような貯水を開始いたします。ところがこのダムは非常に小さいダムでございまして、直接ゲートにためるというようなかつこうにならぬダムでございまして、ゲートの荷重試験が行なわれない段階におきまして、そういう荷重を直接かけていくという問題点がありまして、われわれもそういう試験方法が実際的に可能であるかどうかといふ問題をお話し申し上げたわけございまして、その荷重試験が終わつて後に請負業者から関西電力が契約上の引き渡しを受けるということになる

わけでございまして、実際問題として完工検査とその辺の関係が具体的には――ほんとうの完工検査とすれば、完全に荷重試験を終わった後にやるべきだと思いますが、そういう荷重試験が実態的に水をためることによつて行なわれるものですから、水をためる前には一応機能の検査等を行なう

わけござります。

○岡本(隆)委員 これは三十条の規定によるところの完工検査をやつて、そして、それについて新聞の報ずるところによりますと、ダム自体については別にこれといつて問題点はない、しかし下流

に水をためることによつて行なわれるものであります。言いかえますと、今度の事件と今まで検査をしていく、ぶつけ本番ということになります。

なると思うのです。それじゃ、もしもその荷重試験に耐えられないようなものであれば、決壊するのには当然ですね。言いかえますと、今度の事件というものは荷重試験をやつておる段階で、荷重試験のため貯水した、その貯水が満ぱいになつたところでおぼきんと折れた、こういふように解釈されるのでござります。そうするとこれは、動物実験もやらぬでいきなり人体実験で薬の効果を検査してゐるのと同じことで、乱暴きわまる荷重試験である、こう言わなければならぬと思うのであります。

○古賀政府委員 適切な荷重試験がほかに見当たれば検討しなくちやいかぬと思いますけれども、現在までの段階では経験的にそういうぐあいにやらされておりまして、先ほど岡本先生の御指摘の

ような問題はござりますので、これの問題をどう考えていくかということを検討したいと思っております。

○岡本(隆)委員 そういたしますと、そういうことについての十分な理解の上で新聞報道が行なわれるといふのですが、記者諸君がそれぞれ関

側、地建側にたずねていて、そんなものを合格書も出しておらぬうちに水をためたなんてけしからぬといつて、いや片方は片方で慣例でやつていいのだ、こういうふうなことでありますと、われわれといたしますと、どつちもすいぶんいいかげんなことをやつて、いろいろふうに受け取れます。それで実質的に私どもは——しかしながらこの検査にいたしましても、とにかく私たちがこの新聞なんかを見て感じますことは、どうもなれ合いの運営が行なわれておる。そしてたとえていえば、われわれでありますと、完全な合格認可とか合格を書類で役所からもらわぬ限りは実質上その使用ができない。たとえば私は病院をやつておりますが、病院なんかでも消防署から完全な検査を受けなければ使用が始められない。また個人でいえば運転免許証をもらわぬことには自動車の運転をできない。自動車にいたしましても、車体検査証なしには自動車の運転ができないのです。

だから小さな自動車、個人の自動車の運転というやうなことでも、自動車の運転免許証を現実に持つておらなければ自動車の運転ができない。いやうちへ忘れてきたのです、きょう忘れてきていたのですと、免許証を持っておらなければ無免許運転、こういうことになつて処分される。ところがこれはまあ無免許灌水ですよ。こそこそをわかりやすくて、無免許灌水。無免許灌水ということで平然と閑電は行なつておる。また長い間それを行なうは見過ごしてきておる。検査なら検査で一たん水をためて、試験が終わったらすぐ一たん灌水した水をすっかり放出させておる。それで検査としての灌水をやるといふことならいい。検査を終わりました、もうほかに問題がありませんといふんあいまいで、運営がルーズであると思います。そんなことならいま荷重試験をやつておるのだといふことで、まだ完工検査が終わつたという報告は上のほうでは出ない

はずです。だから上のほうでそういうものが出ておるということは私ども不可解でござりますが、そういうことがどうも運営がなれ合いだ、さすが関電さんが二番だといふやうな、法人所得税のトップバッターに頭を並べるような方であります。それが安全であるということを確認し、関電さん、日本で法人所得税のトップかセカンドバッター、何といいますか、日本銀行がトップで作をやる。われわれでありますと自動車の運転免許をやられたらかなわぬから、忘れたらどんなことがあります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気でダムの無免許操作をやる。われわれでありますと自動車の運転免許をやられたらかなわぬから、忘れたらどんなことがあります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気で見過ごしてきて、それを慣例として見過ごしていったことの言いわけに、そういう荷重試験は水をためなければできなから、こういうような弁明をなさるということになつてまいりますと、これは非常に運営がルーズであると言わても、これは大臣、しかたがないのじやないかと私は思います。そういうふうな両方のルーズさが中間検査のルーズさにもなる。私はそのことが問題だとと思うのです。あるいは中間検査のいろいろ報告なんかを見る、その見る目もルーズになつて、ここから出でてきているのだ。閑電のやつていることだからぐつとまかせておいたらいだいじよぶだ、こういうことですうう文書や報告書やいろいろなものがフリー・パスで出ていく。そしていま工場でいろんな材質検査が行なわれておる、たとえばアームがこれで十分な硬度を持つておるかどうか、あるいはまたピンがどの程度の構造を見ますとピンが一番重要ななんですね。そして破壊した——いまの局長の説明によりますと検査してあると言いますけれども、工場検査はしてあるのかしてないのか。ピンの検査なんかは、この

トップバッターに頭を並べるような方であります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気でダムの無免許操作をやる。われわれでありますと自動車の運転免許をやられたらかなわぬから、忘れたらどんなことがあります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気で見過ごしてきて、それを慣例として見過ごしていったことの言いわけに、そういう荷重試験は水をためなければできなから、こういうような弁明をなさるということになつてまいりますと、これは非常に運営がルーズであると言わても、これは大臣、しかたがないのじやないかと私は思います。そういうふうな両方のルーズさが中間検査のルーズさにもなる。私はそのことが問題だとと思うのです。あるいは中間検査のいろいろ報告なんかを見る、その見る目もルーズになつて、ここから出でてきているのだ。閑電のやつていることだからぐつとまかせておいたらいだいじよぶだ、こういうことですうう文書や報告書やいろいろなものがフリー・パスで出ていく。そしていま工場でいろんな材質検査が行なわれておる、たとえばアームがこれで十分な硬度を持つておるかどうか、あるいはまたピンがどの程度の構造を見ますとピンが一番重要ななんですね。そして破壊した——いまの局長の説明によりますと検査してあると言いますけれども、工場検査はしてあるのかしてないのか。ピンの検査なんかは、この

トップバッターに頭を並べるような方であります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気で見過ごしてきて、それを慣例として見過ごしていったことの言いわけに、そういう荷重試験は水をためなければできなから、こういうような弁明をなさるということになつてまいりますと、これは非常に運営がルーズであると言わても、これは大臣、しかたがないのじやないかと私は思います。そういうふうな両方のルーズさが中間検査のルーズさにもなる。私はそのことが問題だとと思うのです。あるいは中間検査のいろいろ報告なんかを見る、その見る目もルーズになつて、ここから出でてきているのだ。閑電のやつていることだからぐつとまかせておいたらいだいじよぶだ、こういうことですうう文書や報告書やいろいろなものがフリー・パスで出ていく。そしていま工場でいろんな材質検査が行なわれておる、たとえばアームがこれで十分な硬度を持つておるかどうか、あるいはまたピンがどの程度の構造を見ますとピンが一番重要ななんですね。そして破壊した——いまの局長の説明によりますと検査してあると言いますけれども、工場検査はしてあるのかしてないのか。ピンの検査なんかは、この

トップバッターに頭を並べるような方であります。だから役所なんか眼中にない。だからそういうふうな文書をもらわないので平気で見過ごしてきて、それを慣例として見過ごしていったことの言いわけに、そういう荷重試験は水をためなければできなから、こういうような弁明をなさるということになつてまいりますと、これは非常に運営がルーズであると言わても、これは大臣、しかたがないのじやないかと私は思います。そういうふうな両方のルーズさが中間検査のルーズさにもなる。私はそのことが問題だとと思うのです。あるいは中間検査のいろいろ報告なんかを見る、その見る目もルーズになつて、ここから出でてきているのだ。閑電のやつていることだからぐつとまかせておいたらいだいじよぶだ、こういうことですうう文書や報告書やいろいろなものがフリー・パスで出ていく。そしていま工場でいろんな材質検査が行なわれておる、たとえばアームがこれで十分な硬度を持つておるかどうか、あるいはまたピンがどの程度の構造を見ますとピンが一番重要ななんですね。そして破壊した——いまの局長の説明によりますと検査してあると言いますけれども、工場検査はしてあるのかしてないのか。ピンの検査なんかは、この

結果がはつきりしてまいりました所には、当然そのような途中のメーカー段階での検査などにもあるいは立ち会うというような方式を確立しなければいけないかと考えております。

よって確認するとともに、戸当たり、先ほどのダム本体とゲートとの接触部分でございますが、戸当たりあるいは固定部などにとびら本体が適正な据えつけを行なわれておるかどうか、これは現場据えつけを行なわれておるかどうか、これは現場

（岡本、陸）委員 これはどうも電雷タムでありますから、直接の監督は通産省だ、だから建設省はあまりそういうものに立ち入るのは遠慮するのだということで、通産省が行つていられないくらいなら建設省はもちろん立ち会つておられないと思うのです。しかいま局長からお話をあり、また大臣からも、とても荷重試験なんというものはできるものではない。おっしゃるとおりです。私もそう思うのです。だから、ぶつけ本番が荷重試験になるということになつて、その荷重試験に耐えられない、試験に落第だったら大灾害が起るということになるのです。そんなものはもう荷重試験でも何でもないのです。これは本番なので、そういう意味で、工場における検査というものが一番大切な荷重検査にかわるわけです。とこ

の確認がでてきます。それからそれらを検査いたしまして、工事計画どおり行なわれておるかどうか、それから次は無荷重、負荷のない、水のないところでいわゆるこのゲートの上げ下げのテストをいたします。そしてその場合に巻き上げ機のモーターにいわゆる設計どおりの数値以上の負荷がかかるかどうかということによって、いわゆる戸当たり部分の過度の摩擦があるとかあるいは異常な振動があるとか、そのようなものがないことを確認するということにいたしております。なほその場合、動力設備につきましては、もしもの事故の場合などを想定いたしまして、予備動力設備による検査もあわせて行なっております。設計どおりのスピードで上げ下げができるかどうかの検査をいたしております。

おらない。それではどういう検査をやりましたか。どういうテストをやって、どのような成績でございましたか。報告が出ておりますか。

〔委員長退席、廣瀬(正)委員長代理着席〕  
○岡本(隆)委員 問うてていることにびしっと答えてください。そんなことを私は聞いていないのです。一番大事なピントアームの検査をやるときには湯だらけになって、こいつは、そつ。ソ

（改）**支那の河川** 普通 河水検査の場合にはもちろん濁水のために必要な各種の検査が行なわれるのでござりますけれども、そのうちの特にゲートなどにつきましては、ゲートあるいは放流管などの材料なり施工方法などを検査して、先ほど

とアームについてどんなテストをやったかという  
ことの報告が出ているかと聞いています。  
**○安達政府委員** 先ほど御説明しました材料につ  
いてのいわゆる文書による検査、それをいたして

申しました省令で定められております水力設備の技術基準、それから先ほど建設省で言われました鉄管協会等の技術基準と内容は大体同じでござりますが、そのような技術基準に合致しているかど

○岡本(隆) 委員 それではその材料について出てきた報告書をきょうすぐ私のほうに出してください。私は、材料については会社からそのピンを借りてござります。今一つ、可なり食味をうるだけです。

うが、定められてしるようなか材料を使用してゐるかどうかを確認することになつております。これは大体メーカーの、鉄材、鋼材でありますと、製鉄業者のやりました試験成績表、これはJISの制度による検査方法による検査の成績表が全部ついております。こういふものは全部現場において整理されておりますので、こういふものを文書に

おってきても、その辺にいて何らの検査をま  
そらくやつていないんじやないか、こう思うので  
す。だから、その一番がなめになるものについて  
の検査が十分でなかつたからこんな事故が起こつ  
たんじやないか。今日ではいろいろな検査につい  
て、たとえばそれは鍛造でつくるのか鋳物でつく  
るのか私は知りませんが、とにかくでき上がつた

ものの密度にどこにも不均衡がないということであればいかぬので、そういうことを調べるためにアソートープを使つたりレントゲンを使つたり、いろいろなことをして調べる方法もできるいいのですね。だからアームにしても、大本くらいのアーム、そんなものは、すつとレントゲン、アソートープで調べるのだって何でもないことですし、あるいはまたピンなんかことに小さいのだから、検査するのは何でもないのですよ。また、私は技術上のこととは存じません。しかし鑄物でつくるより鍛造でつくったほうがじょうぶに違いないと私は思つております。ですから、こんな重要なピンなどは鍛造でつくるということでなければいいかぬと思うのですよ。だから、はたして鍛造でつくられているものか鑄物でつくられているものが、そういう点についてもあなたのほうできちんとした検査があるべきであつて、強いが上にも強くするというふうにしなければいかぬと思うのです。そういう点についてもあなたのほうでいまま

で業者まかせであった。閑電にまかせ切つておつ  
た。今度は閑電は閑電で発注したところにまかせ  
切つておる。そんなものをつくつておるところは  
案外中小企業かもしだぬ。下請下請でいって中小  
企業でつくつておるかもしだぬ。そんなふうなこ  
とで下流にこれだけの何万、何十万という人口の  
あるところの河川が安全性能が確保できるかといふ  
問題になつてくるわけです。私はいま二人といふ  
よりも大臣からのお話を聞いて、これは通産省が  
やつておるのだ、建設省はどうらかといふば発電  
ダムについては従たる立場にあるのだといふこと  
だつたが、しかしながら大臣、この点は重要な問  
題ですよ。少なくも河川管理者として河川の流域  
の住民を水害から守る、災害から守るといふ意味  
においては、河川管理者といふものは徹底的な何  
かなくちやいかぬわけです。それだからこそこの河  
川法が改正になつたときも、これが動機だったの  
です。河川法が改正になつたときは相模川のダム  
の操作が問題になつたのです。河野さんが建設大  
臣になられて第一回の委員会だった。相模川のダ

ムの操作の誤りで一斉放流してしまって、そのために七時間後に山津波が下流にきて釣りをしていた数人が死んで、それで川ににくい打ちに出ておった人夫が急に増水したために逃げられなくなつてくいにしがみついておるのを助け出したという事故があつたので、これはおかしいじやないか。相模川のダムは管理者は知事だ。そして河川管理者は知事で、同時にダムの管理者も知事だ。そんなことでもうして監督ができるのだ。このようにダムがたくさんあちこちにできてきたら当然河川法の規定の中にダムをどうするかということの規定を入れなければいかぬということから、治水と利水がこのようす姿が非常に変わってきたから、時代に即応したものにしなければならぬということでは河川法の大改正になつたのです。ところがいままた同じような問題が出てきておるわけです。発電ダムの管理については河川管理者の管理が十分に行き届いておらないということなんです。通産省にまかせ切りなんですよ。そんなことでは困るですよ。これは何としてでも河川の安全性というものは建設省できちんと管理してもらわなければ困る。通産省にまかして、通産省は業者にまかせ切りだ。業者は下請にまかせ切りだ。そんなようなことで河川の安全性、ダムの安全性というものが保てますか。特にこの河川法の中にはダムに関する規定をたくさん入れまして、そして、これについては河川法改正のときに、ダムの問題について、ダムの監督についてついぶん与野党との間に意見が違つたのです。それでダムの操作についてはダム、河川管理者が命令できるようにしてよといふうに私らは主張したのですが、指示できることにしてしんぼうしてくれというふうなことで——これは上田整備本部次長が局長のときでしたね。そういうやなかつたですか。それでわれわれはそういう指示なんといふうなあいまいなことでは反対だということで、河川法のときにダム管理についての問題でずいぶん激論したのです。そういうふうにダム管理はいわくつきの問題です。今日なおりのようにダムをつくる段階からかようなルーズ

なことでダムがつくられておるといふうところに、  
うに考えておる次第でござります。

もつて秩序が保たれますか。

かくばあつと放水されておりました。そうしてダ

（解説）新見一也による「一つのハッシュ

もつて秩序が保たれますか。

かくばあつと放水されておりました。そうしてダムの放水をしておるところに流木がたくさん来た

こんなことをこれからも続けていくつもりですか。どうなんですか。建設省が業者の立場に立つて通産省に遠慮しなければならぬことはない。ダメをつくるときから土上げるときまで終始建設省

がきちっと責任を負つてもらわなければ、下流の住民は安心できません。そういう意味でこれは必要があれば法律改正もしてもらわなければならぬ。これは当然政令の改正もやってもらわなければならぬ。そういうダムの安全確保のための政令をつくる、そういうふうな点について建設大臣い

かがお考えになりますか。  
○西村国務大臣 両方で監査の責任がある。それが強化されるならいいけれども、両方で遠慮し合

は電気事業法でどうあらうとも、簡便的な責任を河川管理者は持たなければならぬという体制をとらなければならぬと私は思つております。私の言うことわかりましたか。（笑声）

○岡本(隆)委員 それでは通産大臣が最終的な責任をこの事故に対しても負うべきだとあなたおっしゃるのですか。

○西村田務大臣 そうじやないのです。法律では両方で監査をするということになつておりますから、非常に強化されておるよう見えますが、それがあなにからんや非常に責任の所在が不明確に

なって両方とも遠慮し合つておるというような結果がやるともすると生ずる。私も長い間官吏をやりましたからその辺のことはわかつておる。したがいましてそういうことが役所に反映するとたゞへんでございますから、河川に関する限りは河川管理者者が十分責任をとる体制をつくりたい、かよ

○岡本(監)委員 そうすると、そんな未交付の状態でダム操作をしておる。これは通産省どうなんですか。そんなことはすべきことじやないですか。そんなことは法律を完全に無視しているじやないですか。操作規程をひとつ御承認願いたいと申請をした。その申請はなるほど順に上に上がつて下におりていく途中であった。おりていく途中であつても無免許のものですよ。操作規程もまだ許可されおらぬのにダムの操作をしたといううなことは、これは自動車の無免許運転と一緒にすよ。そんなことやらしていいですか。通産省がそんなルールなことをやるからこんな事故が起つたのですよ。大体すべてが無軌道というよりしかたがない。こんな法律、規程は要らない。何でも好きなようにしたらいい。そういうことをやるからこういう事故の原因になる。法律の執行者たちがでたらめな法律の運営をしておつて、それで

○岡本(陸委員) 河川法によりますと操作主任を置かなければならぬということになつておりますが、これは操作主任がすでにおつたのかどうか。それから、このときにダムを操作した人、名前は何という人か、新聞には出ておりましたが、それは操作主任でないのか、その辺いかがなつておりますでしょう。

○古賀政府委員 ダム操作主任は未確定でございまして、届け出はあつておりません。

○岡本(陸委員) これは建設大臣どういうことですか。何といつても、これは操作しているのですよ。そして、流木が来たから——水が満ぱいになつた。私が通りましたときには少しゲートを開けまして、そこから水がきれいに噴水のよう出て、横に飛んで、放流されておりました。それで車をとめてみたかったのですけれども、急いで車おりましたから、車をとめずに行きました。とく

でにサイレンを押していなければいかぬのであります。そのダム管理者が、流木を流すということなら、満ぱいになにしなければ流木は流れません。しかも、流木を流すということが下流にどういかに危険なことかぐらひは、これは川をちょっと知っている者なら当然わかっていることです。そういうようなことをやるのに、サイレンも何も押さずにそういう操作を始めているのです。そうして事故が起こつてからサイレンのブザーを押しているのです。なるほど新聞の報道を見ますと、事故の起こつた後の警報操作は非常に適切であつたと京都新聞は報じております。京都新聞だけです。それを書いているのは、ほかの新聞を見てる段階では、警報車が走った、サイレンが鳴った、ということは書いてなかつた。私は、あわててサイレンも押してないのではないか、あるいはサイレンもできておらなかつたのではないか

○岡本(隆)委員 そこでもう一つお伺いしますが、このダムの操作を始めるときには、四十七条に基づきまして操作規程をつくるなければならぬ、建設大臣の承認を経なければならぬということになつておりますが、この操作規程を建設大臣は承認されたかどうか。さらにもうその承認を経るときには知事の意見を聞かなければならぬということになつております。京都府知事の意見をお聞きになりましたかどうか。その二点どうなつておりますか。

○古賀政府委員 操作規程につきましては、先ほど御報告申し上げましたように、四十七条に基づきまして五月十九日にダム操作規程の承認申請書が閑電から出てきております。それで四十二年の六月二十二日にダム操作規程承認申請が地建局長を経由して本省に到達しております。当然その間にございまして知事に意見照会しておるというふうに考えます。それで六月二十八日ダム操作規程を承認いたしました。七月三日に地建に到達いたしてあります。それが閑西電力にはまだ未交付でございま

○安達政府委員 電気事業法の系列におきましては、河川法のダム操作規程と大体同じような内容の規程を保安規程として会社が定めて、これを通産大臣に届け出ることになつております。この保安規程はダムの一つごとにつくられて、届け出ることになります。また、電気事業法の系列では竣工にはなつてないわけでございません。これは、ダム自体はできましても、湛水検査までは終わりましたが、あとこれから後にいろいろな電気関係の諸施設なりゲートなりの有荷重試験なり、そういうことをやりまして初めて電気工作物としての竣工ということになるわけでござります。それがあつて初めて電気事業用の電気工作物として使つてよろしいということになるわけですが、ございまして、それを本格的に使うままでにその保安規程を提出する、届け出るというたてまえになつておりますので、間もなく関西電力から出てくる時期ではあらうと思いますが、ただいまダム操作規程の内容の保安規程は提出されておりません。

ムの放水をしておるところに流木がたくさん来たので、一部ゲートを開けて流木を流したいといふので、なにを締めて——しかも、どうして流木を流れすつもりだったのか知りませんが、とにかく流木というのは上に浮いたものですよ。上に浮いたものは、ゲートを開けなければ、流木は流れませんよ。ここから相当の水が流れることになるわけなんですね。そのことのなには別として、私から言わせれば、いま流木がたくさん来たから、流木を流すためにダムを開けようと思った。それでいいま四門とも少しあけていたわけです。水を飛ばして、いたわけです。ところが、たくさん一つのゲートから流す必要があるから、ほかのを全部締めて、一本だけうんとあけるつもりだったんでしよう。そして流木を流すつもりだったんでしよう。そんな流木は、水門を開けて流木を流すだけで、ことをやれば、下流に急速な大きな増水が起つて、おまけにそこへ流木が流れていく。そういう危険な操作にいまから入るという段階だったのですね。そこで飛んだわけです。ところが、そういうような急激に増水を起こすときには、す

か、こう思つておつたのです。ところが、サイレンは押された、同時に警報車を出してずっと周知徹底をやつたので、被害者は一人で済んだ。これはその方にはお気の毒です。しかし不幸中の幸いです。五十人ほど川におりていたのが、一人で済んだのですから、これは非常な不幸中の幸いです。しかしながら、それは、吹っ飛ばなければどうなつたかということです。吹っ飛ばすに流木を流したらどういうことになつたか。そのときには、無警告にざつと山津波がおりてくる。それは吹っ飛んだときには一挙に出ますが、ゲートを上げるのにちょっと時間がかかります。それにしたって、ゲートをあけたらざざざざっと来ます。そういうようなことになるのにサイレンを鳴らしてないのですよ。

そして、いま局長に聞けば、ダム管理者は未確定だ、おらなかつた。それはダム操作の専門家がおらないのですよ。河川法をその人は知つておつたが知らなかつたかわからぬです。ダム操作の規程はまだ受け取つておらぬ。だから、操作規程といふものはそのダムはないのです。だから、その操作をした人は、操作規程も何もなしに、ただちよつと水のたまつておらぬときの動かしように知つておつたから、水のたまつておるときも、水のたまつておらぬときも、動かしよは同じだと思つて動かしたものでない。

そういうことになると、私は専門家じゃないから、現実にダムを操作したことないから、知りませんが、しかしながら、考えてみても、そんな流木を流そうというふうなことを考へること自体が大きな間違いですよ。局長、そうでしよう、私の言う意見に間違いありますか。

○古賀政府委員 お答え申し上げます。

実は流木を流すということではなくて、第三号ゲートが三十センチあいておりまして、それを締めまして、第四号ゲートの上のほうに、高さが二メートル、幅が四メートルのじんかいゲートといふのがあるわけです。そのじんかいゲートからじんかいを流そうとしたときにその事故が起つた

きないと私は思うんですよ。だから、鉄筋を写真で数を数えなさいといったって、これはなかなか数えられませんよ。現地へ行つて数えれば数えやすい。だから、そういう意味では、やはり中間検査を何回かたんねんにやつていただかぬと、アーモやピンでゲートが飛んだ、もし圧力に耐えかねてダム本体が崩壊してごらんなさい。これはもうそれより以上の大惨害が起こりますよ。そういうことがないようするためにも、その点建設省は、河川管理者として十分そういう検査もやるようにしていただきたい。

ムだから、建設省はあまりくちばしを入れられない

に関する規程、それからまた監督に関する規程、

こういうものをきちんとつくつて、河川管理者が

こういう形で監督し、こういう形でなければダム

の建設は許可いたしませんというような、たとえ

ば道路構造令があるように、ダムの構造もやる

かね、こんなことは困る。だから、ダムの構造

建設大臣にぜひ配慮していただきたい。

それで私は、このテンターゲートにつきまし

て——私もダムを、テンターゲートを見にても行き

ました。しかし、ここまでこまかいことを——こ

んなものがこわれるなんて思つてませんから、そ

んなこまかいことまで見てこなかつた。そこで、

ゲートが飛んだと聞いたときに、どうしてそんな

ものが飛んだか。おそらくみぞの中に入っている

に違ひない、こう思つたわけですよ。両端が、ダ

ム本体の中に水をえぐつてみぞをつくつて、その

みぞの中でもつて上がつたり下がつたりしてお

る、こう思つたわけです。だから、みぞの中にあ

るもののが、かりに飛ぶというふうなことになれ

ば、ゲートそのものが折れなければ飛ばぬです

ね。どうして飛んだかなと思つておりました。と

ころが、新聞にテンターゲートの構造が書いてあ

りますが、なんとみぞなしなんですよ。だから、

ピンが折れたらばあんと簡単に飛ぶようになつて

いるのです。あれを受ける側に、うしろ側です

ね、向こうから水が来ておる、ゲートがある、ゲ

くつておかなけばいかぬ。それがないんです。そ

りますか。

ートのこちら側に、たとえ三センチでも五センチでも、ダムの本体を突出させておいて、ぱっと来たときに、がちつと受けとめるようにしておけば、つまりみぞになるわけですね。向こう側はみぞは要らぬかもしません、水圧のかかる分は。しかし、こちら側に受けとめるものがあれば、ダムの本体が受けられるような構造にしておけば、かりにピンが折れたとしても、ぱんとすぐそれでどちらに大きくなつてきたのです。大きくなるときで、構造の安全性をあまり考えずにだんだん大きくしてきた。一体何トンの圧力まではこういう造でなければならない。ところが、もうピンの安全性にたより切つて、それで飛んだのです。自動車を坂道でとめますときには、まずサイドブレーキを引きます。それでもいまのジョイントが折れたり、そういうことのためにすべるようなことがあるといかぬから、車に歯どめをかけます。どの車でもこのごろみんな歯どめを持っておりますよ。そういうことで、坂道に自動車一つと車で六十百五十トンの水圧を受ける、六百五十トンという圧力はものすごい圧力です。そんなもので絶えず押されているのをピンだけでいつも受けとる。それは一つ間違つてピンが折れたときにはどうするのかということは当然考えておかなければいけないかぬですよ。だから当然そんなものは受けとるといふべき歯どめをかけるのであります。だから六百五十トンまでというのは法律上も何も規定がない。政令上の規定もない。そういうふうな安全性といふものの制度上、法制上の安全性の規定がないから、だからこういう事故が起つてきただけです。したがつて今後は当然ダム建設についてはダムの安全確保に関する政令といふ形で、材質の検査をどうやる、それから本体の検査はどうやる、それからまた構造はこうでなければいかぬ、必ず歯どめをかけてそんなものは飛ばぬようにする、岩盤の検査などいろいろふうにやるといふうなりいろいろのなにを——現在は技術者の良識にまかせてあるので技術者の設計にまかせてあるのです。だからこれがこの中には入つておらぬのです。それがこの事故の最大の原因です。ピンが折れるということはこれもあり得ることですよ。当然考えなければいけぬです。それを考える必要がなかつたら検査も何も要らぬですよ。そのための圧力検査やら荷重検査やから。——荷重検査ということはこれはあり得ることですよ。だから折れる心配があるということです。だから折れる心配があるなら、それなら、もし折れたときには

そればかりに安全だらうといふうなことを、あらゆる角度から考えたところのダムの構造の基準、こういうものを私はつくらなければいかぬと思うのですが、大臣いかがお考えになりますか。

われは初め、発電ダムというようなものは小さいものから始まりました。小さいものから始まつてだんだん大きくなつてきたのです。大きくなるときには、やはりセーフティードームでござい

ますから、安全第一でありますから、あらゆる場

合にやはり安全第一を考えなければならぬと思

ります。したがいましてそのピンの強度についてセ

ーフティ・ファクターが強くて、それはやはり

一回り大きいのか、これよりももう一つ大きなや

さくしてきました。一体何トンの圧力まではこうい

ううなピンで受けとめいいのか、こういうよう

なピンで受けとめいいのか、これよりももう一つ大きなや

さくしてきました。一体何トンの圧力まではこうい

ううなピンで受けとめいいのか、これよりももう一つ大きなや

さくして

光明いたしまして、どういうような点が欠点があつたかということを十分調べてみたい。その結果、ダムの水門の安全性を確保することができるような措置を、できれば現在使用しているものをさらに改良いたしましてやつていくようにしたいと思います。できなければ廃棄になると思います。それがきまるまでの自然是ダムのゲートはあけたままで、自然流下のままで置かしたいと思っております。

くさんあるのです。ところで、日がたっておりましたから、やはり日がたてば、アームなんかもそうありますし、ピンでも腐食てくる。ではいままでつくったあとのアフターケア、それをどういうふうにやっておられましたか。年一回か半期で一回定期検査を、安全性について既設のダムではおやりになつておるのか、おらないのか、その点はいかがですか。

○安達政府委員 御指摘の既存のダムのアフターケアというものは事実上あまりやってないようござります。今度の特にテンターゲートを使っていてある実例は数は相当多いはずでござりますし、今度の原因究明の結果とともにみ合わせて、やはり既存のダムの再点検などの点は別途検討しなければいけないと考えております。

8 / 6 W 12 3 14 5 7 9

いからあけるのだ、こういうことです。あふれるほどの満ぱいの水で大洪水やというときに、そのダムをあける操作というものは、ものすごくわいわいというのです。というのは、おそらく水圧でどつどつとゆれるのだと思うのですよ。ものすごいことわいものだということを言っておりましたのを私も思い出します。それほどきつい水圧をそのピンが耐えているのです。ピンがささえているのです。とにかくそれはこわい、おそろしいものだそうで、それがピンでささえられているとは思わなかつたのです。しかしピンでささえられているとすれば、なるほどそれは危険です。いまさら私もその構造をもつと勉強して帰らなければいけなかつたと思うのです。長い月日——たとえば天若ダムなんか大正年間につくられている。だから三十年も五十年も百年近くもなつてきて、いる。うなものが、月日の間に相当な腐食をしたり操作のたびに摩滅していくということはあります。それは定期的な検査をやっておらぬ。私はせめて年に一回ぐらいの定期検査はやられているのかというふうに思つておりましたが、定期検査はやっておらない。自動車ですら二年に一回定期検査を受けぬとい。運転できぬのです。下流に何万という人間をかかえてその安全性をこれでささえているのですよ。その安全性をささえおる重大なダムのゲートに定期検査が行なわれておらぬといいうようなルーズさが今度の事故の原因です。建設大臣、どうされますか。これはやはり定期検査もきちっとやることでどうしますか。そういうふうにいかなです。建設省でやつてください。河川管理者でやつてください。河川管理者はきちつと定期検査をやる。こういうことをやつてもらわないと、下流の住民は安心できません。これは一齊に検査をし

て、安全性が確保されて、その上でなければデータゲートは使わぬ、こういうことにしているべきかぬと、下流の住民は安心できませんが、建設大臣いかがですか。

○西村国務大臣 そういう議論は起こっておりません。私のほうもこれはいかぬぞ、やはりこういふことがあります。これが得れば、あなたのお説のようにいたい心配だ、どうすべきかという議論が起きております。したがいまして、検討してみたいと思います。

○岡本(隆)委員 通産省、異議申されませんね。いやおれのところで監督しておるダムを、そんなふうに困る、通産省がそういうことを言わされたら困ると思うのですが……。

○安達政府委員 ダムのアフターケアの政府の検査は事实上従来は制度的にやつておらないわけですがございますが、今後安全、保安確保のためにそぞろにそういう道が開かれれば、これは当然今度の事故に対する反省として政府として検討しなければならないことだと思います。この場合どうも通産省はあります御信用がないようでございます。これはやはり電気工作物の一部でございますし、電気工作物としてそれが社会的ないろいろな害悪を与えるようなことがあつては、これは電気事業としての監督上もゆるがせにはできません。そういう意味では、河川管理者としての河川法監督者の建設省とよく御相談の上、私たちも責任を十分果たしたいと思います。

○岡本(隆)委員 御相談の上で責任を果たしたいということは、通産省でやりたい、こういうことですか。

○安達政府委員 いいえ違います。そのようなことは考えておりません。このような保安の問題でございわゆる権限争議的なそのような感覚は毛頭持つておりません。

○岡本(隆)委員 それでは、いまいろいろ議論いたしました議論の成果に基づいてきちんととした政策をつくっていただきたい、それでもってダムの安全が確保されるようにしていただく、それに對

委員長 全ての省も全面的な協力ををしていただき、こうついてお願いいたしたいと思います。

では、委員長、以上でダムの問題についてを終わりますが、近畿圏の保全区域の整備を終わりますが、近畿圏の保全区域の整備を終わります。それで、あと簡単に保全区域の整備に関する法律案、これを私は担当して審査するようになります。そこで、これは趣より柄ついてお尋ねをいたしたいと思いまして、これは趣より柄なったところで時間は食つてしまいので、どう簡単に保全区域の整備に関する法律案、これを私は担当して審査するよいうことでございまして、これは趣より柄なったところでございます。そうしますと、いまかそ�でござります。そうしますと、いまか一時からこの部屋を公害対策特別委員会の審査に入りますともう時間が何ぼありますし、中途はんぱとなりますので、これはそ問題点がございませんし、法案の審査に入らやはり三十分や一時間私もまとめていたりなど審査らしい審査になりませんし、なぜかようはこの程度にしていただいて、それから、御異議ございませんか。

御異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長 承知いたしました。

次しました。

派遣委員の人選、日時等につきましてはこの程度にとどめ、次会は來たる七日金前十時より理事会、午前十時三十分より委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議なし」と呼ぶ者あり]

次しました。

派遣委員の人選、日時等につきましてはこの程度にとどめ、次会は來たる七日金前十時より理事会、午前十時三十分より委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議なし」と呼ぶ者あり]

次しました。

次しました。

員会を開会することし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局